サロン入社スタッフの皆様の作業 チェ**ックリスト**

【健康保険・厚生年金及び雇用保険の加入手続き】

1	履歴書		別紙フォーマットへのご記入	※書式は問いません	
2	個人番号報告書		別紙フォーマットへのご記入	※書式は問いません	
	<個人番号報告書と一緒にご提出いただく書類> □ 個人番号カード(両面) または □ 通知カード等+身元確認書類 上記が <u>通知カード等+身元確認書類</u> の場合、次の①②両方を提出 ①次のいずれかひとつ				
	□ 通知カードのコピー □ 個人番号の記載がある住民票のコピー				
②次のいずれかひとつ					
3	従業員データ登録シート		別紙フォーマットへのご記入	※書式は問いません	
4	雇用保険被保険者証		雇用保険への加入がない場合や	紛失された場合は不要	
5	年金手帳コピー		年金手帳の2ページ~3ページ	のコピー	
年金手帳を紛失された場合					
6	委任状 ※見本参照		「年金手帳再交付申請書」		
扶養する親族がいる場合					
7	委任状 ※見本参照		「健康保険 被保険者異動届/国民年	F金第3号被保険者届」	
上記資料一式の郵送			│担当の社会保険労務士へ郵送 │※ レターパックなど追跡可能	な方法にて送付	

被扶養者がいる方は、委任状のほか、次の書類もご提出ください。

なお、被扶養者となれる方は、主として被保険者に生計を維持されている三親等以内の 親族で、年収見込額が130万円(60歳以上又は障害年金受給者は180万円)未満、かつ被保険者の 給与(人事制度が適用される方は合同会社からの給与)額より少ない方に限られます

■ 被扶養者がいる方、全員共通でご提出いただく書類 次のいずれかをご提出してください
□ 続柄が確認できる扶養認定を受ける方の戸籍謄本又は戸籍抄本
□ 世帯全員の住民票(被保険者と扶養認定を受ける方が同一世帯であり、被保
険者が世帯主である場合に限ります)
■ 20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者にする場合にご提出いただく書類 □ 配偶者の年金手帳
■ 学生(高校生、専門学校生、大学生等)を被扶養者にする場合にご提出いただく書類 □ 学生証のコピー
■ 収入がある方を被扶養者にする場合(昼間学生を除く)にご提出いただく書類 ①パート・アルバイトによる給与収入がある場合
□ 給与明細書のコピー(直近3ヶ月分)
②公的年金(老齢年金・障害年金・遺族年金等)を受給されている場合
□ 年金支払通知書等のコピー
③雇用保険の失業給付等を受給されている場合
□ 受給資格者証のコピー(両面)
④健康保険の傷病手当金または出産手当金を受給されている場合
□ 手当金の支払通知書類のコピー
①~④以外の収入がある場合
□ 課税(非課税)証明書
※ 課税(非課税)証明書は住所地の市役所に発行してもらってください。
■ 被保険者と別居している方を被扶養者にする場合にご提出いただく書類 次のいずれかをご提出してください
① 振込の場合 ・・・ □ 預金通帳等のコピー
② 送金の場合 ・・・ 🗆 現金書留の控えのコピー

外国籍の方は、在留カードのコピー(両面)をご提出ください。